

設計価格、調査基準価格及び最低制限価格を算定する際の端数処理の規定が変わります！

1 要旨

工事又は業務における設計価格や、低入札価格調査基準価格等を算定する際の端数処理は、消費税相当額を加算する前の段階で、これまで千円単位で行っていましたが、今後、1万円単位に変更します。

この結果、消費税相当額を含む金額は、千円単位になります。

(例)

工事価格（消費税抜き） (旧) 5,225,000円（千円単位）⇒（新）5,220,000円（1万円単位）
請負工事費（消費税込み） (旧) 5,747,500円（百円単位）⇒（新）5,742,000円（千円単位）

2 改定内容

○ 工事価格及び業務価格(※1)

令和2年4月期以降に設計積算するもの(※2)から、端数処理の単位を1万円とします。

(※1) 請負工事費等の算定に当たり、消費税相当額を加算する前の段階の価格

(※2) 建築設計等委託料算定基準による業務価格のみ、令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うもの

○ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定の基礎となる合計額(※3)

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから、端数処理の単位を1万円とします。

(※3) 低入札価格調査基準価格等の算定に当たり、消費税相当額を加算する前の段階の価格

3 留意事項

○ 補正予算の案件など、工事（業務）価格の設計積算を令和2年3月期以前に行い、入札公告又は指名通知が令和2年4月1日以降となる案件については、特に御注意ください。

設計積算の時期 (適用単価期)	入札公告月	端数処理の単位	
		工事価格 業務価格	調査基準価格等の算定の 基礎となる合計額
<u>令和2年3月期以前</u>	<u>令和2年4月</u>	<u>千円単位(旧)</u>	<u>1万円単位(新)</u>
		<u>1万円単位(新)</u> ※建築設計等委託料算定基準による業務価格のみ	
令和2年4月期以降	令和2年5月	1万円単位(新)	